



東洋町議会だより

発行 高知県東洋町議会 ☎(0887)29-3398 編集 広報編集委員会 印刷 米崎印刷株式会社



東洋町防災拠点施設
防災ヘリポート（上）と防災備蓄倉庫（右）



主な内容

第3回定例会	
町長行政報告	2頁
議案と審議結果	3頁
一般質問	6頁
委員会報告	21頁
議会の動き	25頁
各議員の意思表示	26頁

第127号

2014年(平成26年)12月1日発行

第3回定例会

9月10日～18日

9月議会 行政報告(要約)



松延 宏幸町長

はじめに

8月は、週末に2つの台風と集中豪雨により、自然災害が本県だけでなく、西日本を中心に大きな被害を発生させています。この8月豪雨で亡くなられた方々に、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、1日も早い復旧、復興を願うところでございます。

東洋町地域活性化プラン 支援事業について

県版の地域づくり支援事業費補助金要綱を参考として、縮小版、町単独の東洋町地域活性化プラン支援事業補助要綱を制定しました。

毎年度の予算内で、地域の伝統文化等の維持促進や集落内の取組、小さなビジネスでも事業を起業しようとする、やる気のある方々や団体等に対し、そのアイデアや活性化策への取組を少しでも支援し、また、人材発掘につなげたいとした事業です。

県事業のセット活用も考えていますが、県事業の補助基準を緩めた運用を図ること、少額でも、使い勝手のよい町単独支援事業にしたいと考えています。

国の地方創生について

国は、地方活性化や人口減少対策のため地方創生本部を設置し、政権最大のテーマ、国の課題として、政策推進に

全力を挙げる考えを示しています。アベノミクスによる景気回復の恩恵が薄い地方のでこ入れに取り組むということ、です。

これまでも、町議会においては本町のみならず、過疎化現象や人口減少対策には、小規模自治体の小手先のな取組は限界に至っており、もはや、国を挙げて抜本的かつ長期的な制度改革が必要であるとの認識を申し上げてきました。

7月、全国知事会の非常事態宣言は、少子化対策を国家的課題と位置づけ、国と地方が総力を挙げて抜本強化すべきとの提言をしているところです。

また、政府は、9月3日に内閣を改造し、地方創生大臣を新設しましたが、国の政策実現に果たす役割に、どのような期待が持てるのか、地方財源として、交付税の総枠内の財源振替的なものに終始してしまうのか、更には、人口減や過疎化対策の課題解決には、広域的取組が必要との観点から、まず、中核都市づくりへの移行とその政策誘導、

その先には道州制導入止むなし、小規模基礎自治体切り捨てとの議論にまですり替えられていくのではないかと、また、同じ土俵で議論されるような事態も想定されてくるのではないかと懸念するところで、す。

しかし、この情勢を逆にチャンスでもあると捉え、全国知事会の非常事態宣言効果が今後、国の動向に地方活性化策、人口減少対策の本気度において、どのような形で国の予算編成に活かされるのか、一層、注視しながら、本町財政運営への影響や、財源確保に最大限、努力したいと考えています。



東洋町敬老会

議案と審議結果

第3回定例会は、9月10日から18日まで、9日間の日程で行われ、決算認定9件、条例2件、補正予算4件、工事請負契約変更1件、計画変更1件、報告1件、意見書4件、議員派遣1件は、原案のとおり審議、採決した。

決算認定

平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定
 歳入 30億7438万9千円
 歳出 27億67万2千円
 平成25年度決算を議会が認定するもので、以下8件の各特別会計決算の認定についても同様である。

平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定
 歳入 30億7438万9千円
 歳出 27億67万2千円
 平成25年度決算を議会が認定するもので、以下8件の各特別会計決算の認定についても同様である。

平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 5億9983万2千円
 歳出 5億9831万円
 (賛成7人 反対1人)

平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 5億5423万9千円
 歳出 5億5242万8千円
 (賛成全員)

平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 4053万9千円
 歳出 3949万4千円
 (賛成7人 反対1人)

平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 798万1千円

平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 4710万7千円

平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 1億968万3千円
 歳出 1億68万2千円
 (賛成7人 反対1人)

平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 1億120万7千円
 歳出 1億114万円
 (賛成全員)

平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 2094万2千円
 歳出 1728万4千円
 (賛成全員)

条例

平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
 歳入 4053万9千円
 歳出 3949万4千円
 (賛成7人 反対1人)

東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例
 いじめ問題に対する連絡協議会、調査委員会、再調査委員会を新設するもの。
 いじめの定義については、いじめの言動、パソコンや携帯電話のメールでの誹謗中傷等であること。
 委員出席の過半数割れについては、割れた場合、会に諮って進めていくこと。
 いじめ防止対策については、専門的な見地から有効な対策を検討すること。
 再調査の実施については、町長が対処、事態発生防止のために必要がある場合、実施すること。
 委員の守秘義務については、部外秘とし、また、会議中でも注意を促しながら取り扱うこと。
 警察介入については、調査段階での協力、また、委員メンバーとして検討していること。

地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例
 いじめ問題対策連絡協議会等の委員報酬を会長及び委員長を6千円、委員を5千円に定めるもの。
 委員報酬5千円では町外者の弁護士等が委員を承諾しない懸念については、県が弁護士会などの関係機関に対し、協力依頼をしており、また、他市町村についても、当該市町村の通常の委員報酬額とすることに伴い、本町も同様とすることの質疑、答弁があった。

補正予算

平成26年度東洋町一般会計補正予算 第2号
 別表(主な補正予算参照)

主な補正予算（一般会計）

予 算 計 上 事 業		事 業 費
歳入	社会保障・税番号制度システム整備費国補助金	504万円
	施設等整備基金繰入金（公共施設建設のための基金を取り崩すこと）	1000万円
	漁業生産基盤維持向上事業負担金（野根漁協製氷機）	191万円
	臨時財政対策債（借入）	2850万円
歳出	社会保障・税番号制度システム改修委託料	1015万円
	財政調整基金積立金（将来の財源確保のために積み立てるもの）	1070万円
	東部博パンフレット・ポスター印刷費	27万円
	地域活性化プラン支援補助金（町独自の補助金）	550万円
	災害見舞金（町独自の見舞金）	80万円
	野根建網作業所新設改修設計委託料	180万円
	漁業生産基盤維持向上事業工事費（野根漁協製氷機）	3839万円
	せいかつのみち整備事業負担金（県道船津野根線）	135万円
	老朽住宅除却事業補助金	400万円
	災害対策本部設置及び管理職特別手当	248万円
	生見避難タワー進入路工事費	380万円
	野根中学校フェンス・屋上防水シート復旧工事費	200万円

予算計上するもの。
 東部博パンフレット・ポスターについては、27年5月から実施される広報用として作製するもの。
 地域活性化プラン支援事業については、町独自の事業として、住民や団体等の町を元気にするアイデアに対し、また、人材発掘につなげるための補助金を新設したもので、県と同様の支援事業をセットで活用することにより、住民や団体等の負担は2割程度になること。
 災害見舞金については、床上被害は3万円、床下被害は1万円の見舞金を支給すること。
 調査外地区でも浸水被害を受け、町が把握していないことについては、住民からの報告をお願いすること。
 甲浦港陸こう閉鎖については、コンクリートで常時閉鎖すること。
 老朽住宅の空き家に対する除却については、所有者への除却通知を行っているが、強制力がないこと。また、住宅は個人財産であり、町の判断で除却できないこと。

災害対策本部設置及び管理職特別手当支給については、規定に基づき支給しなければならぬが、今後、ボランティアなどの検討もするとの質疑、答弁があった。
（賛成7人 反対1人）
反対討論
 災害対策本部設置及び管理職特別手当248万円の支給に対する反対討論
田島毅三天議員
 質疑でも正したとおり、町主体者である住民が財産を失い、あるいは心身に多大な苦痛を被っているのに、その災害復旧の指揮を執るための職員手当は認められないという理由で反対する。
 住民が苦しんでいるときには、職員も公僕として、ともに苦勞すべきである。立場が替わっていたらどう思うか。公僕の責務と使命をよく自覚して、住民同様、ボランティア活動で奉仕するよう求めて、この災害本部設置費用及び管理職特別手当支給には反対する。今後、検討を求めておく。

平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算 第1号
 主に過年度還付金を計上するもの。
（賛成全員）
 平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算 第1号
 大斗・奥河内水源（ボーリング）調査委託料200万円、甲浦配水池緊急遮断弁電気工事費500万円を計上するもの。
 大斗・奥河内水源を災害時でも活用できる井戸設置については、あくまで水源調査のための細い管によるボーリング調査であり、井戸のような大きな穴の掘削ではないとの質疑、答弁があった。
（賛成7人 反対1人）
反対討論
 甲浦配水池緊急遮断弁電気工事費500万円についての反対討論
田島毅三天議員
 震災時に停電が分かりきつたことであるのに、後出的な、こういう予算計上については、課長にも苦情を呈して

ある。遮断弁設置の本体工事が議決されているのに、付帯事業に反対できないことは分かっているが、議員としての責任の上からも言っておきたい。

400tの水の確保に3千万円近い財源を注ぎ込むより、奥河内のような井戸から取水する方が、施設設置費用や取水量の上からも、はるかに効果的だと思っている。

また、浸水予測のある汲み上げポンプ場のかさ上げを行う方が、損害軽減と復興時の効果と費用を考えると、ずっと得策だと考えている。また、自家発電の電源確保が可能なら、その電源で止水栓を回せば、100万円もあれば止水できるのではないかと。財政が厳しいから事業はできないという前に、余分な支出を控えるように知恵を絞らなければならぬ、こう提案して、反対討論とする。

平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算 第2号 生見トイレ整備工事費2436万円を一般会計へ予算を組み替えるもの。

(賛成全員)

工事請負契約変更

野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更

常時使用できる太陽光発電による照明器具設置、スロープシート等の追加費用652万円を計上するもの。

(賛成全員)

計画変更

東洋町過疎地域自立促進計画の変更

東部博事業690万円、DMV導入促進事業1250万円、大斗・奥河内・押野取水施設費4495万円、芸東衛生組合し尿処理施設8100万円などを過疎事業計画へ新たに組み入れること。これにより、有利な借入が受けられる。

(賛成全員)

報告

財政の健全化判断比率等の報告

本町財政の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金

(単位：%)

財政健全化判断比率 一般・特別会計の比率

比率	25年度	24年度	早期健全化基準
実質赤字比率(赤字額)	なし	なし	15.0
連結実質赤字比率(一般・特別会計合算)	なし	なし	20.0
実質公債費比率(借金)	9.5	10.1	25.0
将来負担比率(将来の財政負担)	47.5	41.5	350.0
資金不足比率	なし	なし	20.0

※ 基準以上の場合は、町財政を改善することになる。

不足比率は基準以下であり、財政健全であるとする報告。

意見書

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び防災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や転倒等により頭部に衝撃を受け、脳内情報伝達を担う軸索の神経線維が断裂するなどして発症する病気で、高次脳機能障害による記憶、理解及び注意力の低下などの意識障害、半身まひなど、複雑かつ多様です。

しかしながら、この病態は外からでは分かりにくく、職場や学校などにおいて理解されず、また、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合、経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

国は、これらの現状を踏まえ、医療機関をはじめ、国民教育機関への啓発、周知、また、防災認定基準を改正するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、

議長、大臣に意見書を提出するもの。

(賛成全員)

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

先に行われた参議院選挙区選挙に係る1票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態との判決を下した。

国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで、東京などの有権者の多い都道府県選挙区に配するという座長案が示された。

しかし、アメリカ合衆国上院議員などの選出に当たっては、選挙区選挙に生じる1票の格差が問題となることはなく、憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられている。

選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で、選挙制度のあり方を議論すべきである。

1票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から論議を行い必要に応じて制度改革

を行うよう、地方自治法第99条の規定により、両院議長に意見書を提出するもの。

(賛成7人 反対1人)

森林・林業基本計画の推進に係る意見書

我が国は、大部分が中間地域に位置しているため、林業振興を図ることで、人口流出防止のダムの効果を果たすことになると考えている。

よつて、森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生、森林整備の推進と、地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・機能向上に必要な森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と予算確保、民有林における森林経営計画の定着に向けた集約化促進に対し、さらなる支援の拡充を図ること。また、公共建築物等木材利用促進法に基づく地域材の計画的供給体制・販売体制の確立を図ること。

国の事業発注は、事業者の育成・確保の見立てに立った入札制度に見直し、地元企業などに対する優遇措置を講じること。また、適正な整備が進まない森林は、水源林造成

事業による公的森林整備の拡充を図り、集約施策が困難な森林については、全額国費による予算措置を講じること。

国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層、推進しつつ、民有林への指導とサポートを通して地域貢献を果たせる体制の確立を図ることなどを実現するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、各大臣、両院議長に意見書を提出するもの。

(賛成全員)

地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策の拡充に係る意見書

山村振興法の期限が27年3月末に切れることから、山村地域の振興や地域林業の確立、雇用の確保、若者定住等、一層の施策拡充に向け、山村振興法を延長し、都市と山村の較差是正対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。

林業・木材産業の振興による地域林業の確立、就業機会の増大と雇用確保及び若者定住に向けた条件整備を位置づ

け、対策を講じること。

再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用創出、原木買取価格保証等の制度化を図ること。

地域林業の指導者の育成・確保及び林務担当職員の配置に向けた支援措置を講じること。

林業事業者、若者の定任対策として、所得補償を行うための林業就業給付金(仮称)の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じることなどを実現するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、各大臣、両院議長に意見書を提出するもの。

(賛成全員)

議員派遣

9月24日、安田町文化センターにおいて、安芸郡町村議会議長研修会、11月7日、高知県民文化ホールにおいて、第55回四国地区町村議会議長会研修会にそれぞれ議員を派遣するもの。

一般質問



小松 熙議員

1. 8月の災害について

小松 熙議員

8月の集中豪雨で床上浸水が12軒発生した。その後、20日に広島で土砂崩れが発生したが、東洋町でも被害は甚大である。床上浸水した場合、畳などを廃棄し、新調するため相当の費用が掛かる。

町見舞金は可決されたが、県は、無利子の貸付金を9月議会で決定するようだ。決定

次第、各被害に遭われた方に周知をお願いする。
また、今後の豪雨、高潮対策について聞く。

松延 宏幸町長

本町には、災害時の見舞金制度がなく、他町村の状況を調査した上、要綱を定めた。

床上浸水は、対象外の自治体がほとんどだが、本町初めての豪雨被害のため、床上浸水も見舞金対象とした。また、他県では、県が3億円、市町村が3億円を拠出して、合わせて6億円の基金を設置し、国の制度とは別に、単独制度の支援金として、県下一律に対処しているところもある。しかし、家屋全壊に20万円、半壊15万円、床上浸水10万円のみで、各県によって様々で、保険制度の問題、個人財産との兼ね合いもあると考えられ、多額の支援金でないのが実情である。

今回、本町見舞金制度は、あくまで見舞金としての性格で、他町村の見舞金も参考にしながら、時限的なものとして、本年度の災害のみ適用することとしている。

今後、県に新制度ができたら、その適用や他県制度も参考にし、その都度、町制度も改正したい。

豪雨対策等は、土砂災害、高潮対策も含め、県と連携し、対策や見直し点を協議しているところなので、ご理解願いたい。

小松 熙議員

私も今まで経験した時間雨量が100mmを越すのは最近である。地球温暖化等により、昔と様子が変わり、集中豪雨が各地で発生している。これは単に本町だけでなく、全国規模なので、国、県と協議しながら、対策を考えていただきたい。

2. ヘリポート進入路舗装改良工事について

小松 熙議員

8月、ドクターヘリを呼んだ急患があり、海洋センターグラウンドへ下りた。理由はヘリポートの進入路がガタガタで、患者輸送に使用できないそうだ。早急に有効活用できるように進入路舗装をお願いする。

松延 宏幸町長

指摘の件は、押野公園が悪天候による視界不良のため着陸を断念し、海洋センターグラウンドに着陸した。

ヘリポートの完成直後、非公式で自衛隊による進入路整備の打診をしたが、現状道路でも十分、活用できるとの見解であった。

来年度には緊急、救急時にも利活用できるように、町単独で進入路舗装改良工事を行ななければならぬと思っている。財源的に有利な方策を検討している。

また、将来的には、財政事情の許せる範囲で順次、防災拠点基地として、多面的に有効活用するための整備を図っていく考えなので、中長期的なご理解も願いたい。

小松 熙議員

進入路の一部、私有地も購入できるようにお願いする。

3. 松延町政について

小松 熙議員

松延町政が発足し、3年半、町政は正に相当の月日が掛かったと思う。1期4年では期間が短く、町長が目指す町政は確立できていないのではないかと思う。また出馬して、松延町政を確立していただきたい。

松延 宏幸町長

特異な町政が続いたあとの4年間であり、修復期間と位置づけ取り組んできた。その3年半は、長いようで短いような、様々な後始末の期間でもあったと実感している。

これまでに、町民間のしこりの解消と、普通行政の再構築、県や近隣市町村との有効な関係を取り戻す等に重きを置き、行政組織のあるべき体制づくりと、運営方法に多くの時間と労力を費やしてきた。この9月2日には、知事

との意見交換会があったが、東洋町と県との関係も、行政機関同士の本音の言える関係がやっとできたとの発言もいただいた。また、無期延期になっていた知事正式訪問の日程も、12月中に実施したい意向をいただいた。現在、日程の再調整をしている。

これまでの町行政は、3年前の駐車場収入を町に取り戻し、また、海の駅手数料収入も、失われていた貴重な財源であり、一旦、町直営とすることで、明確に町会計の収入としてきた。過去の本町取組として、当たり前であった町収入の回復には、多くの時間を要してきたわけである。

町行政機構は、議会に付すべき人事案件に対し、議員の全面的な協力もいただいていた。このことは、あるべき普通行政組織の回復に期待をいただいていたということであり、改めて感謝を申し上げる次第である。また、行政内部の町職員の緊張感が緩んできたのではないかと指摘もあり、反省もしている。

現在の時代情勢は、全国的に人口激減時代を迎え、国家

的危機となっている現状がある。やっと、国も地方創生、地方活性化に本格的に取り組む姿勢を打ち出したばかりである。その政策に一層、注視し、本町の財源確保につなげていく必要性と、若い方々の知恵を引き出し、地域の活力を生み出すための独自の取組が重視されると考えるところである。

まだやるべき多くの課題が山積しており、課題解決に向けて、この3年半、国や県との良好な関係の継続が必要不可欠であると再認識してきたところである。近隣市町村との連携を一層、重視し、町内外に確固たる安定的な行財政の確立に努めていく必要がある。これまで培ってきた経験を活かしながら、やり残した事案に引き続き、身を賭して、町政運営に傾注していきたいと考えている。今後とも皆様方の適切なご指導と、更なるご理解を賜りますようお願い申し上げます。



平山 照生議員

1. 8月2日の大雨による被害状況の検討と今後の具体的な対策について

平山 照生議員

小池川、角廻から鍋シ川の合流地点下側は、草木が生い茂り、かなりの土砂も堆積して、川の流れをかなり悪くしている。今回の小池、原地区浸水は、これが原因で引き起こされたのではないかと話す住民もいる。現状改善について説明を求める。

また、河内川でも農協支所付近で越流が発生している。排水施設点検、冠水のおそれがある低地の洗い出しなどに

ついて、現状、どのようにしているのか説明を求める。



北川 晃彦総務課長補佐

北川 晃彦総務課長補佐

被害原因は、1時間に最大93mm、12時から18時までの6時間で313mmと、短時間に集中的な豪雨を記録し、このことが大きな原因と考えられる。対策としては、小池川及び河内川は、県管理なので、担当課を通じて、土砂の浚渫や堤防かさ上げなど要望していきたい。

伊吹 真貴博産業建設課長

排水施設等について、河内川は県管理なので、今後、関係機関と協議し、要望も行っていきたい。



伊吹 真貴博産業建設課長

平山 照生議員

答弁で、県管理下というが、草木、土砂堆積など、町として、常日頃からの通報が十分でなかった責任もあると考えられる。今回の小池、原地区の家屋浸水が人災であると言われないよう、今後の対策を期待する。

また、災害対策も考えづらいと思うが、低地に水が溜まるのは自然なことである。特に甲浦は低地の多いところで、今回のような豪雨に対して、ポンプなどで排水することも、長期的に検討されることを期待する。

2. 町有動産を住民、業者に貸し出すことについて

平山 照生議員

8月災害で水路暗渠部分に土砂が堆積し、除去のため、消防ポンプの貸し出しを土木業者が町に依頼したところ、一般人には貸せないと断られたが、それなりに措置して、貸し出すことはできないか。

3. 請求代金の支払いについて

平山 照生議員

町は請負代金等の支払に特定日を決め、月に3回支払しているが、随時支払はできないか説明を求める。

大坂 哲也副町長



大坂 哲也副町長

大坂 哲也副町長

消防団に配備している備品等は、有事の際に使用する目的で保有、保管しており、原則、訓練以外の使用は認めない。

支払日は、1カ月に6日設定し、基本的には9、10、19、20、30、31日である。原則、口座振替での支払だが、指定金融機関への口座振替請求書の提出期限もあり、本町財務規則第39条第4項で、「支払命令書を支払予定日5日前までに会計管理者に送付しなければならぬ。ただし、緊急の場合はこの限りではない。」と明記されている。工事代金などは、支払防止遅延法を準用し、契約書等により時期を約定したものは、検査後、適法な請求書を受理した日から40日以内、時期を約定していない場合は、請求書の受理日から15日以内に支払している。伝票処理、決裁、精査、金融機関への提出期限

などがあり、ご理解願いたい。

なお、財務規則でも、「緊急の場合はこの限りではない。」としており、支払いに際し、担当者まで相談いただきたい。

平山 照生議員

担当者にも、できるだけ速やかに手続きされるようお願いする。



福島 登議員

1. 災害発生が予測される場合の情報発信と避難場所の開設等について

近年、急速な自然環境の変化が懸念される状況において、地震、津波への備えに加え、暴風雨等の災害への備えも重要になっている。

住民は、日頃、新聞、テレビ、インターネットで、これらの情報を得ているが、町から発信される情報は、住民の生命や財産に関わる最も重要で身近な情報である。

まず、災害発生が予測される場合の避難準備情報、避難勧告、避難指示の情報発信の判断基準や、避難場所開設の判断方法等について聞く。

次に、災害発生時の避難場所運営等について、各地区に避難場所を設け、大規模災害が発生した場合、行政と連携した住民との自主的な運営が必要になると思う。説明会や準備会等の開催について聞く。

長崎 正仁総務課長補佐

災害発生が予測される場合の情報発信等について、町は、住民の生命、身体を災害から保護するとともに、被害拡大を防止するため、気象台や県が発表する気象情報を目



長崎 正仁総務課長補佐

安に、災害発生のおそれがある場合は、避難誘導を実施し、避難所を開設する。

避難情報を町では現在、IP告知放送、携帯電話、スマートフォンで音声が流れるエリアメールを活用し、住民へ周知している。避難情報の目安は、まず、土砂災害警戒避難基準雨量が発表された場合、避難準備情報を発令し、次に、土砂災害警戒情報あるいは大雨特別警戒などが発表された場合は、避難勧告を発令することにしており、更に、土砂災害緊急情報が発表された場合は、避難指示を発令することとしている。基本的には、避難勧告と避難指示を発令する場合、避難所を

セットで開設することとしているが、避難準備情報の下で自主的に避難をされる場合でも、開設について柔軟に対応している。

災害発生時の避難場所運営等について、まず、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が発生した場合は、職員により、指定避難所の開設、運営を実施することになるが、長期化が予想されることから、住民による自主的な運営が必要となる。避難所運営に係る研修会の提案については現在、県が大規模災害に備えた避難所運営手引きを作成中で、その手引きが完成次第、住民との研修会を考えた

福島 登議員

町防災会議が、間もなく開催されると聞いている。今回、床上浸水の発生時、高潮、満潮でなかったが、重なっていけば、更に大きな災害になる可能性があった。

今回、現場対策に奮闘した消防団の情報や、浸水事例を話し合い、今後の防災対策に生かす必要があると思う。防

災会議で十分、議論し、防災対策につながることを期待する。

また、避難場所運営等について、町や県関係機関、社会福祉協議会の協力の上、運営等を学びたいと考えている。今後、勉強会などの開催をお願いする。

2. 危険急傾斜地・土砂災害危険区域の指定数と今後の指定について

福島 登議員

町内における危険急傾斜地の現状と、県が指定する土砂災害危険区域指定数、今後、指定が必要と思われる急傾斜地の有無を聞く。

伊吹 真貴博産業建設課長

急傾斜地の指定は、室戸事務所に確認したところ、町内にある急傾斜地崩壊危険箇所は、現在69箇所、そのうち、急傾斜地崩壊防止区域指定済は17箇所、土石流危険渓流は49箇所あり、そのうち、砂防指定地、指定済は27箇所である。

福島 登議員

先日、県下広域で未指定危険箇所が存在すると新聞報道があった。調査指定は県の役割だが、町には住民に対し、危険周知や警戒避難態勢の整備が求められている。県と十分、連携して、取組を加速させることを願う。

3. 生見へりポート横に建設中の備蓄施設について

福島 登議員

8月豪雨の際、土砂流出で一時、国道水床トンネル出口が通行止めになった。淀ヶ磯も同時に通行止めになった際には、陸の孤島となる可能性が十分にある。

現在の備蓄状況と建設中の備蓄施設建設状況及び完成後の備蓄計画について聞く。

長崎 正仁総務課長補佐

備蓄状況について、防災資機材の備蓄は進んでいるが、食料品、飲料水は備蓄がない状況である。

現在、建設中の防災備蓄倉

庫は、隣接する防災へりポートとともに、大規模な災害により本町が孤立した場合を想定した物資輸送、医療活動の核となる防災拠点施設として、10月中旬に完成する。備蓄倉庫完成後は、食料品、飲料水の確保に努めたい。

4. 小池橋、小池中橋の耐震補強の工事について

福島 登議員

着手が遅れている状況を聞く。

伊吹 真貴博産業建設課長

現在、入札準備を進めており、10月下旬発注を予定している。工事は、渇水期の11月から2月に実施するので、その関係で入札が遅れている。

5. 税の徴収等について

福島 登議員

最近の取組として、町独自で納税に関する冊子を作成し、広報や、町ホームページ

で税関係ページの追加、中学校租税教室開催など、町や関係機関は、真剣な取組が多く見られるが、25年度の徴収結果と今後の取組について聞く。



安岡 良仁 税務課長

安岡 良仁税務課長

25年度徴収結果について、町税全体の現年課税分と滞納繰越分を合わせた徴収率は、対前年度3・2%増の82・3%である。国保税は、対前年度2・4%増の53・3%である。国保税の徴収率については現在、県下で、ダントツに低い徴収率である。

次に、現年課税分徴収率について、住民税は、対前年度1・4%増の98・1%、固定

資産税は、0・4%増の97・2%、軽自動車税は、0・8%増の96・6%である。また、国保税は、1・9%増の91・5%である。

現年課税分、滞納繰越分とも、24年度との比較では、徴収率は若干、上昇しているが、依然、県下最下位の状況が続いている。

最下位から脱出するため、25年度は更なる徴収強化を図るため、様々な滞納処分を行っており、実施した滞納処分として、預貯金、生命保険、年金及び給与等の差押、解約。南国香南香美租税債権管理機構との合同搜索等、滞納処分を実施している。この滞納処分により、一定、効果は出ているが、市を除いた町村での徴収率を比較すると、本町徴収率は、現在、大幅に低い状況が続いている。

今後の徴収の取組等について、現在、悪質な滞納者、払えるのに払わない資力のある方に対しては、26年度以降も、滞納処分、差押等を実施していく。更に地方税法第48条による、県による個人住民税直接徴収や、過払金に着目

した滞納整理なども含めて、現在、検討している。

しかし、滞納者には、様々な事情により払いたいけど払えないという方もおられ、その方に対しては、税務課へ納税相談に来て、納得できる滞納原因をお話いただいた場合には、今後の納税方法も含め、滞納者と一緒に考えていきたい。滞納者からの相談がなければ、税務課では個別の払えない事情が分からない。正当な理由でどうしても払えない原因が明らかである場合、時効中断措置を取るだけの対応は、滞納額増加を生み出すことになる。今後、こうした方については、地方税法第15条の7による執行停止などの滞納整理も検討していきたいと考えている。

6. 全国学力、学習調査の公表について

福島 登議員

国の実施要領で、教育委員会及び学校による調査結果発表については、教育上の効果や影響等を考慮して、適切に

判断するよう求められている。
8月25日付で、県教育長の公表に係るコメントも踏まえ、町の調査結果について聞く。



奈良崎 幸一教育長

奈良崎 幸一教育長

本町の小中学校は、ともに全国及び県平均正答率よりも下回っている。

小学校では、国語、算数A、Bとも、全国、県よりも低い。中学校では、国語Aはやや低いが、国語Bはやや高い。数学はA、Bとも低くなっている。本年度は、小中学校とも基礎学力が少し低く、また、活用する力に課題がある。

調査結果の分析、検証し、

課題等を踏まえ、事業の改善や家庭学習の指導を適切に行うことなどにより、学力向上を図っていきたい。

なお、結果数値については、町教育委員会、学校ごとの公表は考えていない。

福島 登議員

教育上の影響などを考慮した教育長の発言だったと思う。また、依然として課題が残っているというのも事実だと思う。ただ、県の公表には、児童、生徒の学習習慣の定着などが見られ、先生方の学力向上に取り組む意識も高まっているという結果も出ている。

学力、学習調査もさることながら、町は、保護者や関係者に対して行っているアンケート等の結果も踏まえ、生活習慣や道徳の教育などにも今後、力を入れていただきたい。また、教育委員会と校長会の連携も深め、これらを取り組んでいただけるようお願いする。



高島 俊彦議員

1. 東洋町地域防災計画書について

高島 俊彦議員

最初に町地域防災計画書が策定されたのが、平成9年9月で、17年前である。時々修正していると思うが、当時から比較すれば、人口は半減し、南海地震対策、地球温暖化による台風の大規模化、ゲリラ豪雨による浸水被害対策など、新規に盛り込むところがあると思う。現在、改訂中だが、新規計画書はいつできるのか。

8月台風時、野根奥三部落は、電話回線断線により連絡が取れなくなり、孤立状態に

なったと聞くが、その対策も盛り込まれているのか。

防災会議は、どのようなときに、誰が招集し、会議するのか。

完成した計画書は、議員にも配布してくれるのか。

長崎 正仁総務課長補佐

9月8日、県防災会議が開催され、県地域防災計画の改訂が承認されたことから、災害対策基本法に基づき、本町も9月末を目標に町防災会議を開催し、改訂する予定である。

主な改訂内容は、東日本大震災を踏まえた地震、津波対策の抜本的強化と、南海トラフ地震特別措置法施行に伴い、本町が推進地域の指定を受けたことによる、南海トラフ地震防災対策推進計画を追記した内容となっている。

次に、大斗、川口、真砂瀬については、孤立対策として、来年度、衛星携帯電話の設置を計画し、また孤立対策も作成している。

防災会議開催時期については、町防災計画を見直す場合、町長が条例で定められた

委員を招集し、開催するが、開催する時期としては、国の防災基本計画、県の地域防災計画が見直しされたあと、町が見直しするルールになっている。

完成した計画書の配布については、議員は冊子で、住民はホームページ等で公表、周知していきたい。

2. 原及び河内地区の水害原因と対策について

高島 俊彦議員

8月台風時、町の浸水被害は、床上、床下、ハウス、その他合わせて70軒ぐらい被害を受けている。

自分の調査で、原地区浸水原因は、建設会社横にある川の氾濫が最大の原因だと思われる。もし、氾濫しなければ、浸水被害は軽減されたはず。対策として、建設会社横の道路を堤防代わりにかさ上げできないか。

次に、河内地区浸水被害は、お岩上流の川の氾濫により、道から流れ込んだのが最大の原因だと、地元の人から

聞いている。昔、その場所は堤防代わりに石垣が積まれ、氾濫を食い止める形になっていた。それで、石垣は一部、残っている。対策として、氾濫場所を擁壁で囲み、車が通行する場所を開ける。緊急時に角落としか、土のうを積んで遮断することは検討できないか。

次に、両地区の河川内に雑木などが生え、今回のようなゲリラ豪雨の際には、流木が詰まり、氾濫原因の1つにもなっていると思う。これも県へ早急に改修要請できないか。

伊吹 真貴博産建設課長

原地区の浸水原因の1つとして、鍋シ川道路が護岸より低いということも1つの原因と考えられる。その道路のかさ上げについては、今後、検討していきたい。

河内川についても、町道沿い、林道沿いになるが、堤防のかさ上げを要望していきたい。

小池川の浚渫は、現在、なごみの前、慎太郎がある角の所の部分について、県予算が

確保できたので、浚渫することを聞いている。今後、それも含め要望していきたい。

3. 小池川の波などによる浸水被害対策について

高畠 俊彦議員

台風時に満潮に重ならなかったのが不幸中の幸いであつた。それでも一部、波による浸水被害が発生している。満潮と重なっていたら、波による浸水被害が多く発生したと思われる。

今まで小池川については、浚渫工事、堤防のかさ上げ工事、水門を造ってポンプによる排水など提言してきたが、全て不可能に近いということだつた。

しかし、台風による浸水被害も、毎年というほど発生している。少しでも被害を少なくするため対策しなければならぬ。そこで、新しい対策案を提案する。

製材所周辺の浸水被害は、大半が波による浸水被害である。郵便局近くの太鼓橋は

昔、波を止めるために使つたのか定かではないが、角落としを入れるような仕組みになつている。それを利用して波の頭を抑えれば、浸水被害が軽減されるのではないかと考えを聞く。

伊吹 真貴博産建設課長

小池川対策については現在、模索中である。今年度、室戸及び安芸土木事務所と対策について協議したが、一番、効果的な対策として、河口付近に水門と排水ポンプの設置により、浸水は防げると考えられる。しかし、設置費用が2億から3億程度で、財政的に難しいと考えている。

指摘された小池川橋の水門に付いている角落としだが、経費を掛けない効果的な対策として検討する中で、波の影響を抑えることができて、

流木等が挟まった場合、流れを阻害し、二次災害等を引き起こす危険性もあることから、今後は、専門業者等のアドバイスを聞きながら、慎重に対策していかなければならないと考えている。

この水門は、ゲリラ豪雨の際、川の水位が、水門を開けてある所以上に水位が上がつたため、川の流れを堰き止めるような状態になつてのを

高畠 俊彦議員

角落としては、様々な問題があつて、なかなか難しいように聞き取れた。しかし、毎年、台風は来て、その都度、大なり小なり被害は出ていく。

小池川浸水被害については、10年以上調査、また、少しの浚渫工事はしてくれても、具体的に被害を少なくするための対策は行われていない。少しでも被害を少なくするために努力、研究し、対策を取るのが町の仕事だと思つている。

今後、1年でも早く、この問題が解決できるよう、一層の検討、努力をお願いする。

4. 玉泉寺横水門の開放について

高畠 俊彦議員

この水門は、ゲリラ豪雨の際、川の水位が、水門を開けてある所以上に水位が上がつたため、川の流れを堰き止めるような状態になつてのを

るのではないかと思ひ、消防に連絡、水門を全開してもらい、水位が下がつたと聞いている。このようなゲリラ豪雨の際には、水門を全開にしておかなければ、住宅など浸水被害のおそれがある。

この水門に関しては、通常、全開にして、緊急時に調整するなど対処はできないか。

北川 晃彦総務課長補佐

この水門については、常時、全開にしても問題はないと思つるので、管理委託している消防団に対応をお願いする。

5. 平成26年度津波避難路進捗状況について

高畠 俊彦議員

中町地区真乗寺の避難階段、浅宇津地区の避難路、中町2区と原地区に整備する防災倉庫整備工事の進捗はどうなつているのか。

また、未設置である甲浦東地区の誘導灯設置計画はどうなつているのか。

長崎 正仁総務課長補佐

中町地区の津波避難路整備工事については、8月26日入札を実施したが、請負業者がなく不調の結果となった。今年度、整備予定の中町地区、甲浦浅宇津地区、河内玉泉地区、甲浦東ウグイス谷の4箇所津波避難路整備の発注時期についても、この状況下、土木業者の請負状況を見極めながら入札を実施したい。

次に、防災倉庫設置は、今年度、中町地区、生見地区津波避難タワーの防災倉庫新設、原地区防災倉庫移設を計画している。生見地区津波避難タワー建設工事が現在、未完成で、その工事が完成次第、3地区倉庫を一括して発注する計画である。

津波避難誘導灯設置については、指摘の甲浦東地区を含め、今年度は、甲浦地区20基、野根地区5基の設置計画である。速やかに入札したいと考えている。今年度中の完成を目指す。



田島 毅三夫議員

1. 台風や雨風に対する防災対策について

田島 毅三夫議員

台風や雨風に対する防災対策については、先の議員質問と重複する分については省いて聞きたい。

①原因究明については、当日、庁舎に職員が緊急集合し、248万円もの人件費を使つて、いろいろと対応してくれたが、浸水などの原因究明と今後の防災対応策を練つたのか。練っているなら説明を求めたい。

長崎 正仁総務課長補佐

今回、8月の台風を受け

て、防災対策の最重要課題として協議したことは、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の発令の基準であった。このとき、地域防災計画の中身も見直し、更に、確実に住民を避難誘導できるように、避難勧告等の判断、伝達のマニュアルについても話し合った。

田島 毅三夫議員

協議したなら、どのような協議を行ったのか。また、その結果の具体的データの提出を求めておく。

● 被害データについて

田島 毅三夫議員

②今回の被害データに把握されていない、床下浸水被害などが、他にもたくさんあると考えている。被害については、全壊、半壊、床上、床下浸水だけでなく、風害はじめ、漁船の被害や山の崩れ、果樹や農作物の倒壊等、全ての風水による被害状況の報告を全住民に求め、統計し、県へ報告しておけば、県にとっても東洋町の被害状況がよく分かるし、それによって、県

からの補助の上積みも申請できると考えているが、どうか。

③県危険区域に指定された場所以外の部分、例えば、民家の上の山や谷とか、道沿いの山など、今後、想定外の被害の有無を、点検・診断するよう、県に要望するよう、担当職員に頼んだところ、「県には連絡してある。まだ返事待ち」と聞いている。返事は来たか、どのような返事か聞きたい。

北川 晃彦総務課長補佐

今回の被害状況については、住民または関係団体から様々な報告を受けている。この情報は、各担当課から県など関係機関へ順次、報告されている。

危険診断のことは、土砂災害における危険箇所等については、果樹等の設定指定は、県の管轄になり、本年度、土砂災害警戒区域の設定に関する調査が行われることとなっており、調査箇所については、野根地区、野根小学校付近と聞いている。

田島 毅三夫議員

④介護施設「慎太郎」横の小池川の浚渫の件が出ていたが、県の浚渫は、「慎太郎」周辺のみか。一部だけではなく、鍋シ川から弁天宮までの小池川全体の葦や堆積物など、一切の浚渫を行わなければ、水が流れず、意味がないと考えている。県の方針を聞きたい。

伊吹 真貴博産業建設課長

小池川の浚渫について当初、室戸土木と協議したのは、「慎太郎」横の堆積した土砂の取り除きであったが、その後、今回の浸水被害があつたので、今後は、小池川の全面的な浚渫も含めて、要望は行っていきたいと考えている。

田島 毅三夫議員

小池川の葦の撤去については、以前に何回もやったが、葦というのは、少しでも根が残れば、たちまち、また増加する。やるなら底から完全に根絶やしするぐらいで取らなければ、また数年も経ったら元になる。この点は注意して

おきたい。

● 勧告時の対応について

田島毅三夫議員

⑤この台風は、全世帯に避難勧告を出した。ただ、今回は明るいうちであり、大きな問題点はなかったけれども、警告を出しても、雨中1人で避難できない人の確認や支援にはどう対応したのか。町職員は、庁舎において統計を取るのに精いっぱい、現場へ出られなかった。住民救済は消防団に任せただけか。町対策本部は、どのような対応をしたのか。

また、こういうときにこそ、各地区に100%立ち上がっている自主防災組織の支援活動が大事になるのではないか。そのための防災組織だと思いが、この自主防災組織が組織として動いたのか。あるいは、町対策本部と連携が取れたのか。確認したい。

長崎 正仁総務課長補佐

今回は、局地的な集中豪雨によるもので、土砂災害警戒情報という気象情報が発表さ

れたので、それを受けて、町

災害対策本部で避難勧告を発令した。万一、勧告よりも、もっと強制力の強い避難指示が発令された場合には、避難勧告よりも強く避難を求めることになる。これは、人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令されるものであり、避難指示が発令された場合は、住民1人1人の避難を確実に完了させなければいけないため、配慮の必要な住民の避難援助とか、災害対策本部と自主防災組織の連携による、確実な避難誘導、対策が必要と考えている。

田島毅三夫議員

今回は、自主防災組織との連携は、ほとんどできていなかったと思うが、今後、この防災組織と町対策本部との連携、協議を十分に検討し、対応システムの策定を求めている。

田島毅三夫議員

①8月31日に、毎年、行われている町防災訓練が実施された。これは、町内64箇所の避難場所のうち、33箇所で開催が行われ、参加人員は約540名と聞いている。

しかし、その各グループから、ほとんど、問題点や今後の対策について、前向きな要望や報告は上がっていないかと聞いている。

町主体でなく、あくまで、住民を主体者にして、各住民が、いざのときに逃げる避難場所に、それぞれ避難する実戦的訓練を行えと提言しているのである。なぜ、自主防災組織を主体にした訓練を行わないのか。

また、自主防災組織は100%できているが、その活動体制が確立しているところは、ほんの一部である。このままでは、いざというときに、統制の取れた避難活動ができない。今回を教訓に、各防災組織を避難所ごとのグループで再編成し、各グループごとに普段から食料や水の確保、全天候に対応できる体制や共助など、防災と避難行動につい

て話し合い、グループごとに防災マニュアルを策定し、訓練のときには、その計画に沿った避難訓練を行うよう提言したい。

グループで責任者を決め、連携体系を明確にした上で、参加人数や問題点などを把握して、町災害本部と連携を取ることが大事と考えるがどうか。

その訓練の中で、階段が高いとか、狭いとか、弱者をどうやって共助するか、冬の夜や台風するとき、病人やケガ人が出たとき、あるいは、避難路に家や電柱が倒れたときなどはどうするかなどの問題点について、話し合い、しっかりと自主防災組織体制を整えた上で、実践に即した訓練を行えと提言するが、町長の考えを聞きたい。

長崎 正仁総務課長補佐

各自主防災組織の組織体制については、これまでも対応してきたとおり、自発的に組織した団体であり、各組織の活動については自主的にお願いしたい。

ただ、議員からの提案のと

おり、組織で防災活動に取り

組むことが理想と考えている。現に、自主防災組織の活動が低迷しているということ、何人かが中心になって、ある地区では実践している。今後、自主防災組織の土気を上げなければいけないと考えている。町防災担当ほか、県アドバイザーの派遣制度も活用しながら、ともに活動できればと考えている。

田島毅三夫議員

確かに自主防災組織とは、名称を見ても分かるように、発足は、住民の自主的・任意的なものだとは思いますが、しかし、全国同じだが、今後の東洋町にとって、この自主防災組織及びその活動の如何によつて、防災対策が成功するか、しないかというぐらいの重要な組織だと考えている。自主防災組織は民間のものだから、町は口出しできないというのではなく、町と各グループが一緒になって、避難と避難後の共助などの体制づくりについて、まず話し合いすることから入って欲しいと提言しているのである。

2. 避難訓練と自主防災組織の改善についての

私案

また、「必要があれば」と答弁があったが、このことは、今の時点で最も必要なことであり、認識を改めるよう、注意しておきたい。

● 今後の防災訓練について

田島 毅三天議員

②今後の訓練には、全職員に出務を命じて、各避難所ごとに担当職員を付けて、自主防災組織と連携した訓練に当たり、意見や問題点を聞き取り、今後の対応の参考にすべきと考えるが、いかがか。

長崎 正仁総務課長補佐

職員の防災訓練については、8月31日の町内一斉津波避難訓練終了後に、町職員を対象とした、災害時における初動体制と情報伝達訓練を実施した。その内容については、議員提案のとおり訓練内容で訓練を開催している。今後も、定期的な職員の防災訓練を実施するよう、計画したいと考えている。

田島 毅三天議員

私の考えでは、今回、不参

加の住民の多くは、多分、普段から33箇所の決められた避難場所ではなく、最短の避難場所に逃げようと思っている人たちであって、自分の逃げる場所でない、33箇所の避難訓練に出て意味がないと考えた人が、ほとんどだったと想定している。

そういう意味からも、この自主防災組織の再編が成功すれば、町防災計画は、ほぼ完成するとまで考えている。逆に、これが成功しなければ、町防災計画は画餅になる。

いつになったら、実践に即した実効性のある計画と訓練ができるのか、町としての考えを聞きたい。

長崎 正仁総務課長補佐

自主防災組織の育成をという提案だが、この自主防災組織の育成については、重要課題であるとは認識している。と何度も答弁をしている。ただ、やはり、行政側から声を掛けてやると、それだけで終わってしまうので、できれば、自主防災組織から、こうした訓練をしたいと声掛けをいただき、それに支援してい

きたいと考えている。

田島 毅三天議員

③対策本部は、本庁に置き、野根、甲浦の2支部は、打合せどおりの職員を直行させて指揮を執るといふ、実践に即した緊迫感のある訓練を行うべきである。総指揮官、町長の決断を聞きたい。

松延 宏幸町長

訓練もそうであるが、今般の豪雨については、土・日でも、職員全員の招集を指示した。職員内の緊急時の連絡網は、きちんと機能しており、管理職は、全員直ちに本庁に集合し、全員に近い職員も参加している。

状況調査と平行して、避難所の確保と職員の張り付けを指示後に、避難勧告を出したが、夜中や対応に遅れが出れば人員が不足するし、消防団員も限られているため、今後、避難勧告は、できるだけ早く、明るいうちに判断したいと考えている。

今回の場合は、予期せぬ時間帯での豪雨であり、国交省からも、情報収集員として2

名の派遣を受け、その職員も本庁舎で寝泊まりをした。反省点としては、緊急時の指揮系統について、消防組織との連携強化がもっと必要と感じたので、消防団長とも確認の協議をした。

職員間においては、普段から、組織の職員として横の連携が重要だと指導してきたが、緊急時には、縦系列の指揮命令系統の遵守と、各職員には、危機意識を持った行動のできる職員の養成、緊急時の任務についての自覚、また、住民間との苦情処理も含めた意思疎通についても、今後、更に緊張感を持った対応をと考えている。

田島 毅三天議員

町長から、体制は整えていると説明があった。確かに、当日、甲浦東地区でも、2名の女性臨時職員が人数など統計を取っていた。しかし、正職員ではない。きちんとした職員を充てた体制を整えてもらいたい。

今回は、避難訓練であり、この8月の被害は台風であった。しかし、いざ、震災のと

きには、生見本庁舎に本部を置いて、野根、甲浦に各震災対策支部を置くという約束になっている。それなら、各地区、その支部を中心に指揮を執るといふ、実践に即した体制を取っていただきたい。これは、今後の課題として、是非、次の訓練から実行していただきたい。

大坂 哲也副町長

8月31日に実施した訓練について補足するが、今回の訓練では、職員に、どこそこへ行けという指示はしていない。自分が、一番近い安全な避難場所へ逃げるようにというだけで任せている。

その訓練が終わった後、災害対策本部を生見の本庁舎に置き、野根支部は野根公民館、甲浦支部は甲浦小学校に置いた各支部から、本部に対して被害状況の報告訓練を行っている。

議員指摘のとおり、職員を直行させて訓練をしたけれども、実際に訓練した中で、被害報告をしている職員が時間を余したりということもあった。今後は、そういう問

題点を検討し、今後に活かして実践に即した訓練にすべきと考えている。

3. 旧釣針製造工場の毒物処理について

田島毅三天議員

①今回、やっと町費840万円を支出して、旧工場の毒物撤去を完了したと報告を受けた。環境保全及び住民の安全のためには必要な処置であり、全額公費負担は仕方がないが、住民説明をはつきりとしておかなければいけないと思っ

ている。今回のように、財産放棄して所有者が不在の中では、抵当権者が土地建物と同時に、毒物も含めた安全管理の責任を負うと、こう考えていた。ところが、法的には、そういうことにならないというので、直接、徳島銀行に処理を求めて事情を聞きに行った。そのとき、徳銀曰く、「競売を3回行ったが落札はなかった。当行には、抵当権はあるが、所有権者ではない。あくまで処理責任は所有者にあつ

て、当行には処理責任はない」という説明であった。課長からも、「物件の所有者が株式会社であり、解散すれば責任の所在が特定できず、請求先がないため、住民の安全と環境を守るためには苦しい選択ではあつたが、町が処分せざるを得なかつた」と、この説明があつたが、これに間違いはないか。答弁を求め

る。②9月末に徳銀が抵当権を放棄すると、こう聞いているが、その後、この建物の管理権はどこに移るのか。

今後、建物が老朽化し、周辺に危険が及んだとき、毒物処理同様、町が撤去若しくは危険防止管理をしなければいけないのか。そうした責任まで町に出るのか心配している。また、万一、町費で取り壊さなければならぬとなつたとき、土地の所有権は町のものになるのか。そういうことも含めて答弁を求めたい。

光本孔士住民課長

今回の撤去については、議員の言うとおり、住民の安全



光本 孔士住民課長

という観点から撤去を実施したものである。

抵当権の移転については、町へは、情報は入つて来ていない。

今後の管理については、抵当権のことに関わらず、現状と変わらないと認識をしている。つまり、何かするためには、裁判所に対して清算人の選任の申立てを行ったのちに、ことを行うという手順になり、現状と何ら変わらないと考えている。今回の処分については、大量に残された毒物、劇物といわれるものから住民の安全を確保するというところで行っているのである。

田島毅三天議員

今の状況が変わらないということであれば、結局、この建物が老朽化して周りに危険を及ぼすことになれば、また東洋町が、それを撤去、あるいは修理しなければならぬことになるのか心配している。具体的に説明を求めたい。

光本孔士住民課長

それについては、今、どうこうという話にはならないと考えている。つまり、そういう状態がきて、それぞれ個別に判断することもあるかも知れないが、現時点では、将来的にどうするということは考えていない。

田島毅三天議員

結局、この毒物の撤去が、そういう状況にあつたのである。つまり、抵当権者はいないけれども、所有者がいない。だから仕方なく町がやったのである。つまり、徳銀が抵当権者から外れて、仮に誰かが抵当権者となつたとしても、徳銀とその新しい抵当権者が入れ替わっただけの問題で

あつて、所有者がいなければ、管理責任者は不在として、周りに危険を及ぼすというところで、最終的には町が処分することになるのではないかと心配をしているのである。

今後、民間の老朽住宅が危険になり、震災避難に支障が出たときでも、所有者が不明、あるいは、管理及び処理能力がない場合においては今回、同様、土地の所有権はそのままにして、町が撤去することになるのか。考えがあれば聞きたい。

光本孔士住民課長

今回、町がやらざるを得なかつたのは、現実に対処するもの、管理するものが倒産し、不在状態であつたことが原因である。通常の建物については、基本的には、誰か所有者若しくは管理する者がおるといふことになり、それぞれの状況によって、そのとき、判断せざるを得ないと考えている。

4. 町農業委員会が、職務を遂行しないために
監査請求を行った経緯
について

田島 毅 三天議員

26年8月25日の農業委員会において、委員会の職務である「町農業振興策」について協議し、その企画案を町や農協、各農業関係者や団体に提示して、町全体で振興策を練ろう、そのリーダーシップを取ろうと提案したが、猛反対を受け提案は破棄された。

この件は、この1年間、提案し続けてきたが、26年の2月の委員会において、町農業委員会は、3条、5条などの地目変更申請は審議するが、農業振興策については審議しないことが、投票によって決定された。

そこで止むなく、以下の趣旨で監査請求を行ったものである。町長の考えを聞きたい。

①現在、町の農業委員会は、委員会の職務である3点のうち、土地地目変更などに関する許認可事務の審議のみ行っ

ているが、他の2つ、農業振興活性化への立案や農業者代表としての農家相談などの活動については審議しないことが投票によって議決され、委員会も、年間5回しか開催されていない。

許認可事務以外の他の2つの職務を行わないなら、他の理由で千円も多く支給されている、農業委員日当6千円を3分の1に減額すること。

②許認可申請現場の事前調査を、2人で別の日に行い日当を得ているが、委員会当日に全員で調査を行い、視察後、委員会を開催すれば、日当は、1人役で済むと提案するが、同様、破棄されている。現行の形で調査を行うなら、日当を半額に減額せよという監査請求を行った。

③委員会議事録が「要約」であり、大事な審議も真意が通じない状態にある。その審議内容の確認のためのテープの提供や議事録の修正を求めても拒否する。これでは、議事録が間違っているも真実として記録され、町農業委員会の審議自体がおかしくなる。審

議内容を詳述した議事録の作成を求めたこと。

これら3点の改正を求めて、監査請求を行っているが、町長から、①及び②については、許認可だけでなく、農業振興策も審議せよと委員会へ諮問し、③については、事務局職員に改善への指示を出すよう求めたい。

もし、この3点が改善されれば、町農業活性化への道は明るくなり、また、監査請求の必要がなくなる。町長の考えを聞きたい。

伊吹 真貴博 産業建設課長

①質問内容に誤解があるので、訂正をさせてもらう。1つ目の農業委員会が農業振興についての審議を否決したのは、田島委員が提案する耕作放棄地等への対策などについての私案であって、農業振興策や相談業務等について審議しないという採決ではない。

②農業委員会の議事録については、平成22年12月22日付けの農林水産省経営局長の通達には、「個人情報保護条例等に留意の上、法令事務である、「農地法に基づく許可事

務」の審議過程の全てを要約せず、詳細に記した議事録を作成し」とあるが、それ以外の議事内容については、「詳細に」とは、明記されていない。

また、法令事務以外の全ての議事内容を「要約」から「詳細な議事録」に替えることについては、委員個人の意見であり、農業委員会組織として判断すべきことと考えている。

田島 毅 三天議員

①私の提案は、25年の9月に、農業委員選挙に当選させていただいて、それから1年なるが、その間、委員会の度に、10項目、20項目、30項目と、町農業振興策を提案してきた。しかし、それらは全て、東洋町農業を振興・活性化させるための1つ1つのたたき台であって、個々に独立したものではない。

「後、5年持たない」と、出席委員自身が言うぐらい、町農業は寂れているのである。その町農業を、農業委員会が何とかしなければいけないでしょうと、そのための振

興策を審議しようと個々の提言を叩き台として出してきたのであり、一貫して言ってきたのは、町農業の振興策を練ろうということであった。しかし、その都度、全てが反対され実行されなかったのである。

そして、本年2月の委員会において、「町農業振興・活性化策を審議するかどうか」の判断を投票によって決めることになり、結果、賛成少数で審議しないことが決定された。

ところが、昨日の委員会において、課長の言うような、「田島の叩き台については審議をしないと決めただけだ」という意見が出て紛糾したのである。そこで、「私の意見や提案を削除し、要訳した議事録では、どちらの言い分が正しいか判断できないからテープを聞かせよ」と反論したところ、委員長は、テープを叩いて、「テープは出さない」と大声で怒鳴ったのである。また、正副委員長から、「東洋町の委員会は、3条、5条の許認可以外審議しない」との明言もテープに

残っているはずである。

もし、自分らの言い分が正しいのであれば、堂々と、全委員の前でテープを聞かせばいいのであつて、拒否するのは、非を認めている証拠である。

この件は、今、監査請求しており、ここで長く争うつもりはないが、町農業委員会の現況は、こういう状態である。町長の権限によつて改善を求めたい。

農業委員会の投票についてと活性化策の決定についての経緯の説明。(この内容を何故議事録に掲載しないのか)

松延 宏幸町長

①以前にも、確か答弁したが、委員報酬を減額する考えは持っていない。

②事前調査の方法についても、農業委員会は独立した組織であり、選挙管理委員会同様、首長の意向の強制や関与を強めることは避けなければならぬと考えている。

調査については、その時々々の案件数や地理的な条件もあろうかと思うので、委員会の主體的な判断に任せるべきと

考えている。

出務についても、自分の仕事に都合をつけて、1時間か、1日の場合もあり、忙しい仕事に支障が生じるわけである。議員も同様だが非常勤であるので、他の委員同様の支出でいいのではないかと思っている。

③議事録の件については、課長答弁のとおりであると考えている。他の委員会でも、そのような対応をしていると聞いており、問題はないと考えている。

田島毅三夫議員

無責任な答弁である。いくら独立した委員会であつても、町長から、諮問はできるのである。自分の部下である職員の対応についても、指示でも、命令でも、やろうと思えばできるはずである。

今、国では、こういう、体たらくの農業委員会であれば、解散させるといふ方針も検討されているが、現状のように、地目変更の許認可だけでなく、職員で十分である。また、今後、国は、農業委員会

するという方向を決めているようだが、本町においては、農業委員会の使命も責任も理解せず、職員の職務怠慢の指導もせず、町農業振興策の企画立案への諮問一つできない町長が、誰を指名するのか。呆れてものも言えない。

本日、同僚議員から、町長に、「次の町長選へ出なさい」と推薦があつたが、私は出て欲しくない、こういう人が町長になつてもらつたら困ると言つておく。

5. 町長の行政姿勢と非常事態宣言を問う

田島毅三夫議員

①農業委員会に対する農業振興策の立案の諮問一つできない町長であり、同じことを何度も言うのは嫌であるが、現在、東洋町は、人口減少、少子高齢化対策、農林漁業の衰退、観光商業の疲弊、失業対策などへの無策に対して、税や負担金、使用料等の増加は、生活弱者を直撃し、困窮は度を極めていく。例えば、町税や国保税の滞納率も、県

下1と聞いている。

そういう状況の中で、任期はあと1年ないが、27年度当初予算は現町長によつて組まれることになる。これらの対策を具体的にどうするのか。ここで、披れきしていただきたい。

②このままでは早晩、町は潰れる。東洋町非常事態宣言を発令して、職員、議会、住民が一丸となった町政浮揚策、例えば、任命されても意見も言わない、そういうメンバーでの委員会ではなく、斬新な意見を持ち、偏屈でもいい、行動的で信念を持った人、そういう人材を集めた「東洋町振興活性化対策委員会」を立ち上げて、意見が百出し、ときには怒鳴り合つてもいい、夜を徹するような熱のこもつた真剣な会を立ち上げようではないか。そして、県外の企業や事業所へ乗り込み、例えば、介護関係事業の立ち上げや国や県の施設の誘引など、全力で改革に取り組もうではないか。要するに東洋町を総立ちにする、活気を取り戻さうではないか。そういう提案

であるが、町長の意気込みと

決意を聞きたい。

③その財源確保の1つとして、町政が浮揚するまで、町長は15%、その他の特別職及び議員給料の減額及び24年度ベースで、月額平均43万円と聞いている正職員給与を期末手当に影響する基準額から、3級以下は5%、それ以上は10%ぐらいのカットを提言したい。

また、総額を決めて配分するという、勤勉手当2160万円を、きつちりした査定を行った上で、服務姿勢の優秀な職員のみと与えるという、賞罰を明確にした、本来の勤勉手当に改正を求めたい。

また、職員期末手当、約4700万円を、減額した基準額に合わせて支給すれば、約350万円が浮くと考えている。

職員の退職金については、事務組合通達では、26年4月から27年3月までは8%、27年以降は13%がカットの予定と聞いているが、特別職の退職金減額は聞いていない。そこで、町長などの特別職3人の1期退職金、計2450万円の全廃、若しくは50%カットを提案するが、どうか。そ

れによって、全廃で年間612万円、50%カットで、306万円が節減できる。

こうした人件費削減によって、年間、約3411万円から3717万円の節減が可能と考えている。この財源を町振興策に注ぎ込めと提案するが、町長の考えを聞きたい。

松延 宏幸町長

議員の様々な毎回の提案、ありがたく思っているが、提言を忠実に実現しようと思えば、町が破綻する。人間関係も破壊されるのでないかと懸念する。

27年度予算では、現段階での防災対策を最優先しなければならぬが、一般の地域活性化プラン支援事業の予算を倍増し、六次産業振興への準備段階と位置づけたいと考えている。

行政報告でも触れたが、自主的な取組をしている方々や地域を元気にするアイデアについて、その思いや目的実現のために少しでも支援をし、人材の発掘、育成にもつなげたいと考えている。まだまだ、種をまく準備期間では

あるが、財政状況と国の地方活性化策や各省庁の地方創生活性化策を分析しながら、27年度の予算編成を行いたいと考えている。

本町の観光振興及び産業振興という課題には、まず、交流人口の拡大策が必要であり、観光振興協会の再建も行う、一例として、昨年度はサーフィンの全日本大会の誘致に成功した。現在も、様々な取組に自主的、主体的に取り組んでもらっている。

町の知名度を高め、町のイメージの一新からスタートしたいとの思いもあり、光ケールネットの活用策も徐々に浸透してきている。情報の迅速な発信は情報の共有を図り、近隣市町村との共存、協力態勢が促進され、交流事業等が一定の経済波及効果を生み出すことになる。今後は情報の発信力が一層、重要と考えている。これによって、若い方々の町づくりへの関心度も高くなってきたと感じている。

行政課題として優先すべき解決事案も多々あるが、海の駅も軌道に乗りかけている現

在、また、若い方々の自主的なやる気を感じられる今のタイミングが、小さな事業や地域の取組へのソフト的な支援策を拡大し、地方創生という課題に取り組みベスタの時期だと考えている。予算の範囲ではあるが、活性化プラン支援事業が町独自の事業として、年々、倍増となるよう考えている。

ハード面の大きな事業費については、財政的に国・県の事業導入や起債計画も必要となり、人材発掘や時期も見極めながら、国や県とは友好な関係を維持しながら、予算編成と健全な財政運営に努めたい。

②非常事態宣言については、本町だけの問題や課題ではなく、県下全体および全国的課題であるが、全国知事会の非常事態宣言によって、今後の国の地方活性化策、人口減少対策に対する大臣新設に影響したと認識している。

行政報告のとおり、国、県の政策に期待しながらも、例えば、道州制導入のような懸念もあり、関係機関とも協調した行動が大事と考えてい

る。

③人件費削減策も、1つの案として聞いておくが、退職手当については、特別職も、一般職も、県内市町村で組織している、総合事務組合との関係もあり、町単独での実行はできない。

また、人件費と振興策とは、別の問題だと考えている。勤勉査定についても、県に準じてやっているが、今後は、更に職務の成果や勤務の対応なども厳しくチェックしたいと考えている。そのような時代であることの自覚を職員には強く求めていく。現に、勤勉手当をカットした職員も数名いる。一生懸命にやるかやらないかの分別は、能力や性格もあり、まずは本人の自覚を促すことが大事と考えている。

私も特別職の職務は、まず、町が財政再建団体に陥らないように、健全な財政運営に努めていくことが最重要であると考えている。様々な財政規律の指数により、財政再建に近づけば、提言のような人件費削減策も考えなければいけないが、給与体系も、そ

の都度、県の人事勧告に準じて実施してきた。

東洋町の歴史では、合併後、財政再建団体に陥った経験があり、再建団体からの脱出は、昭和41年であった。そのときの、諸先輩方の苦勞を我々は忘れてはならないが、現在は、まだ、その段階とはなっていない。

安易に、財政不安や情勢不安だけを煽ることは、役場に職を求める職員もいなくなってしまう。また、以前のような、ばらまき行政に回帰させてはいけぬし、各職員の生活を守る義務も、私どもには課せられている。今、職員の見直すべきは、公金を扱っているとの意識の促進であり、厳しくその点を指導して、脳裏に植え付け、再認識しなければいけない。

これまでも、職務姿勢の改善を強く指導してきたが、今後、更に勤勉手当の査定を厳しく反映させ、その自覚を強く喚起させたいと考えている。

また、様々な要望や事業もあるが、大きな事業は、単年度では不可能である。まず、

基金の造成には、この3年間で3億円近い積立をしてきた。今般の他町村のような大災害に見舞われると、緊急的資金として基金留保の必要もある。現在、基金残高は、他町村に比して最低の位置にあり、健全な財政運営を心掛けている。町が潰れることがないように、施策も予算の許せる範囲での取捨選択、優先度を考慮した編成に努めたい。

④委員会立ち上げについては、若いやる気のある方や企業や団体からも様々な提言があり、意見交換もしており、今、このような委員会を立ち上げる気はない。

田島毅三議員

町長は、財政問題についての危機感は持つていると言うが、私は、このままでは、東洋町が潰れるという危機感を持つているのであって、そのための対応を提案しているのである。

勤勉手当については、2人減額したと聞いたが、今、東洋町のシステムは、2人分減ったら、その2人分が、また別の人の分に回るとい

う。総額システムになっているのである。これでは意味がないから、まず、総額自体を下げるために、優良な人だけに勤勉手当を支給し、悪い人には出さないようにと提案しているのである。

職員退職金も、27年度13%、最終28年度は17%減額になるという厳しい状況に置かれている。是非、最高指導者である町長から、範を示して減額を求めたい。

光ファイバー事業によって、移住促進等が緒についた。今後は、それを発展させていく、希望的観測を持つていると言われた。しかし、大多数の住民や各基幹産業の人たちが、今、どのような状態に置かれているか、全く先の希望がなくなった状況にある。このことについての言及がなかった。この件は、またの機会にするが、無駄を省くことも大事である。例えば、

津波浸水区域に建てるという防災センターや真水製造機などの無駄を、まず、省いていただきたい。防災センター施設は、庁舎屋上に設置すれば、その分節減できるのであ

る。そういうことも、今後考えていただきたい。

松延宏幸町長

勤勉手当のカットは、数名であり、もつと多くなる。今、言われたことも、今後、制度的に検討して厳しくしていきたいと思っている。

産業振興事業については、少し触れたが、大きな事業については、なかなか財政事情が厳しい中で、起債残高との関係もあり、一気に大きな事業に取り組めない。これは中長期的な計画が必要であり、財政状況や有利な方法を模索し、その間に基金を若干でも積み立て、検討していきたい。

防災センターや真水製造機の事業変更は、今のところ考えていない。

6. 芸東森林組合の間伐会計の不正について説明を求める

田島毅三議員

①6月議会では、24年度の間伐補助事業において、出てい

ないのに出たと日誌に書き込み、補助金を受けたり、町に返さなければいけない製材の売上げを取り込んだり、切ると約束しながら切らず住民に迷惑を掛けた問題を明らかにしたため、2議員に県を訴えたと厳しく非難された。

町職員は、日誌に出たと記入された組合指導員のことには、「顔も知らない」と、いながら、そのまま認知して県へ補助金を申請したのである。

このような違法な事実を知りながら、組合に対して、調査も修正もさせず、その収益の返還も求めなかった。これは大変な問題であり、自治法の「契約を履行するために必要な監督検査」に反し、また、地方公務員法の「職務上の義務」に違反する。職務を怠った場合は懲戒にするとまで厳しい規定があり、これに該当すると考えるが、この法令違反について担当職員及び町長はどう考えているか。

今回の問題は、他の購入者の分はあるのに、代金は払ったという2人の住民の購入分のみ、なぜか納品書が発行さ

れず、町財源となる代金も支払われていない。こういう問題である。

②25年度は製材はしたが、製品販売はなく、収入はなかったと報告があった。しかし、45日間、約230人役も掛けて製材した製品が、1枚も売れていない矛盾を指摘すると、「なごみ」の部屋に保管してあった、「盗まれた」などと言いつつ出た。その不実を注意すると、今度は、25年度には売ったが、代金をもらったのは26年度だったと言いつつ出た。もし、25年度に売っているなら、6月議会で課長が答弁した、「売れば納品書を出すので、納品書がないのは売っていないことになる」というのは、虚偽答弁だったのか。

製材収入は町の収入になり、23年度は94万6千円、24年度は38万円売上があったのに、25年度の収入は1円も上がっていないのを不審とせず、調査もせず、そのまま不問にした職員及び正副町長の責任を正しているのである。答弁を求めたい。

伊吹真貴博産業建設課長

1点だけ質問内容と関係ない内容があり、訂正をさせていただく。質問に、23年度は94万円とあるが、芸東森林組合が受託したのは24、25年度の緊急雇用・森林環境保全事業であり、23年度のふるさと雇用の間伐事業は受託していない。

松延 宏幸町長

この件は、原告の1人は田島議員で、既に訴訟中であり、被告は高知県知事となっている。係争中であり、関係する町として、責任問題については答弁できない。裁判結果により判断したいが、現時点で議員の一方的解釈と判断に、ひよつとしたら思い込みによる主張もあるかも知れないので、1つ1つに答弁できない。

田島 毅三天議員

課長に反論しておく。23年度を例に引いたのは、事業は違えども、同じ製材事業の製品が、23年度はこれだけ売れ、24年度はこれだけ売れた。それなのに25年度は、1

枚も売れていないのはおかしいという、一つの参考として引いたのである。

また、町長答弁のとおり、確かに、24年度分は司法の場で争っているし、25年度分は、監査請求中である。つまり、町公共事業の中で、こういう問題が、次々と明るみに出ているということであり、私が、何度か注意したときに修正しておれば、何も問題はなかったのである。それを、全く聞かず、ごまかし、嘘を言い、めっちゃめっちゃにしてください。その結果、仕方なく監査請求するに至ったのである。このことは、町長及び職員に、よく考えてもらいたい。今後、東洋町は公共事業において、職員の非は、非として認め、絶対にごまかさず、きっちり修正していくという、法令遵守の行政姿勢に転換するよう求めておく。

委員会報告

決算審査特別委員会報告

小松熙決算審査特別委員長

本会議により付託を受けた平成25年度各会計決算について審査を行いました。質疑内容を報告します。(各質疑ごとに答弁を掲載しています。)

平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算

- 問 町税において、調定額が上がっていないが、徴収が上がっている理由について説明を求めます。
- 答 調定額については、課税額及び滞納繰越額が減少している。
- 問 不納欠損処分について、25年度に納税した方についても不納欠損処分した方が含まれているのか。不納欠損処分は最終手段なので安易に処分をしてはいけない。
- 答 原則、5年時効で不納欠

損処分している。

- 問 地方消費税交付金について、国から町まで交付される仕組みの説明を求めます。
- 答 地方消費税の一部を財源として、国勢調査人口、従業員数で案分し、町へ交付されるものである。

- 問 地域生活支援事業費補助金の内容について説明を求めます。
- 答 障害者を対象とした装具品の補助である。

- 問 地域の元氣臨時交付金の事業内容について説明を求めます。
- 答 漁業生産基盤2053万2千円、白浜集会所舗装190万円、施設等整備基金5011万1千円である。

- 問 子宮頸がんワクチンの受けた人数について聞く。
- 答 そうである。

- 問 国、県からの補助金について、成果に対する報告次第で補助金が削減されるのか。
- 答 そのとおりである。

- 問 青年就農給付金補助金の対象人数について聞く。
- 答 新規農業者2名である。

- 問 県有港湾施設の管理者について聞く。
- 答 東洋町である。

- 問 接種に副反応などの問題があり、国が一旦、見合わせた経緯がある。受けた方は前年度よりも減少している。
- 答 国、県からの補助金について、成果に対する報告次第で補助金が削減されるのか。

- 問 青年就農給付金補助金の対象人数について聞く。
- 答 新規農業者2名である。

- 問 県有港湾施設の管理者について聞く。
- 答 東洋町である。

- 問 緊急雇用事業において、町が販売した製材製品収入について、予算計上科目はどこになるのか。
- 答 雑入科目になる。

- 問 公用車事故による損害賠償金については、バスの事故に対する損害賠償金なのか。
- 答 そうである。

- 問 子宮頸がんワクチンの受けた人数について聞く。
- 答 そうである。

- 問 漁業生産基盤2053万2千円、白浜集会所舗装190万円、施設等整備基金5011万1千円である。
- 答 そうである。



問 防災センターの進捗状況について聞く。

答 28年度建設計画である。

問 共済組合負担金と議員共済会負担金について違いを聞く。

答 職員と議員とで分かれている。

問 職員の互助会負担金について、前年度より減額しているのか。また、互助事業内容を精査し、手厚い事業は見直しするよう要望する。

答 前年度より15万円程度減少している。

問 例規集追録作成委託料について、電子データでの追録費用か。

答 書籍追録も含まれる。

問 公用車洗車代について、職員自ら洗車すればいいのではないか。

答 職員が洗車する時間がない場合、洗車を業者に依頼している。極力、職員が洗車するよう努める。

問 インターネット運営負担

金の説明を求める。

答 光のインターネットになる前のクオリアのインターネットで、撤収に係る経費の負担金である。

問 こうち被害者支援センター及び日本水難救済会負担金について、何かあった場合、町にとって支援等してもらえるのか。

答 相談等していただける。

問 生見地区集会所の修繕内容について説明を求める。また、建築年数は何年か。相当経過しているものに対して、建て替え等をしてはどうか。

答 雨漏り修繕費である。築30年程度経過している。

問 公用車修繕料7万3千円について、1台の修繕費か。

答 数台の公用車修繕料である。

問 土地購入費の内容について説明を求める。

答 町道の中に個人の土地が一部あったため購入したものである。購入面積は1坪

2万円である。

問 庁舎空調機器改修工事費について、この改修で庁舎の空調は完全に整備できたのか。

答 できていない。この工事費は議場の空調工事のみである。

問 地域おこし協力隊事業の内容について説明を求める。

答 現在、5名の応募があり、審査中である。審査の結果、採用できる場合、採用する。

問 光ケーブルを整備したが、その成果について聞く。

答 情報伝達が早く、動画配信できる。先のサーフィン大会では、世界へ映像を生中継した。現在、観光振興協会が光ケーブルを利用した事業も検討されている。

問 DMV（汽車とバスの両用車両）事業の進捗状況について聞く。また、このDMVの開発はJR北海道だが、不祥事により開発が止

まっている状況下、車両購入する計画なのか。

答 駅舎等の基本設計の段階である。今後、この事業が導入する準備段階で車両購入も視野に入ってくる。

問 青色申告会について、グループなどがあるのか。

答 青色申告のメンバーは15名程度である。

問 選挙時の事務において、選任された住民と町職員の賃金が違う。一律にしてはどうか。

答 選任された住民は役職に応じて条例で規定されている。また、町職員は給料を基本として時間外手当が支給される。

問 バス運転手の賃金について、以前は時間に応じ賃金が違うが、現在もそうなのだろうか。

答 そうなっている。

問 統計調査員報酬について、1人当たりの報酬額はいくらか。国、県の指定で決まっているのか。また、

統計データについて、町にとって参考しやすいような統計調査はできないか。

答 調査内容により報酬額が定められており、国、県において決められている。全国レベルでの調査であり、変更することは難しい。

問 遺族会について、高齢化に伴い存続できる状態か聞く。

答 現在は存続できている。

問 各種研修について、研修についていけない方がいる。もっと簡単な研修ができないか。

答 そういう意見もあり、以後、もっと簡単な研修に変更している。

問 文化会館電話料12万7千円について、光電話に移行して、電話料は安くなったのか。

答 前年度より6万円程度が減少している。

問 野根地区子ども育成会の活動について説明を求める。

答 社会見学等を実施してい

る。

質 住宅等改造支援事業の内容について説明を求める。

答 障害者宅の改修補助である。

質 成年後見制度審判審査委員の内容について説明を求める。

答 後見人選任審査のための委員で、弁護士、司法書士が委員となっている。

質 高齢者集合住宅について、各種の経費が掛かっているが、今後、事業を継続するのか。

答 入居者がいる以上、継続する方針である。

質 福祉センターカラオケリース料4万8千円の内容について説明を求める。

答 年間の機器リース料と通信料である。

質 ひとり親家庭の対象人数について聞く。

答 25年度は23世帯、57人である。ほとんどが母子である。

質 ピアノ調律師について、地元の調律師はいないのか。

答 いない。

質 保育所運営費返還金の内容について説明を求める。

答 国、県からの補助に対する精算返還金である。

質 子ども・子育て支援事業について、順調に事業は進んでいるのか。

答 進んでいる。今後、報告書を作成する。

質 海南病院救急医療協会負担金について、負担することによって町に権利はあるのか。

答 そのような負担金ではない。

質 薬物乱用防止推進事業について、東洋町において、薬物事例はあるのか。

答 ある。

質 弁護士委託料清算人の内容について説明を求める。

答 旧白浜釣具会社に対する清算人である。劇物を除去するのに必要である。

質 廃棄物減量等審査会の内容について説明を求める。

答 年1回、廃棄物、し尿について芸東衛生組合と協議する審査会である。

質 太陽熱及び太陽光発電補助金について件数を聞く。

答 太陽熱については7件、太陽光発電については5件である。

質 監視カメラの効果について聞く。また、海の駅の入口に防犯目的のため監視カメラを設置してはどうか。

答 現在のところ不法投棄などの問題がない。以前、設置について、警察からの補助金があったが、現在、進んでいない。

質 ゴミ収集燃料について何台分か。

答 パッカー車を含め3台分である。

質 農漁村女性グループ研究会助成金について、成果内容の説明を求める。また、この定例会で計上している地域活性化プラン支援事業

での加工所の検討はできないか。

答 みその研究、ポンカンようかんの試作などを実施した。使いやすい支援事業にしたい。

質 中村・中島田役組合補助金の内容について説明を求める。

答 当該地区に組合があり、湧水対策のための井戸設置補助金である。

質 環境保全型農業推進事業、地域農業再生協議会及び青年就農事業について、それぞれ内容の説明を求める。

答 環境保全型については、害虫対策のハチ購入に係る事業、地域農業再生については、減反政策に係る個別補償事務費、青年就農については、新規の農業者に対する補助金である。

質 土佐林業クラブ負担金の内容について説明を求める。

答 山林作業道などの研修に係る負担金である。

質 以前、シカ対策として、果樹園全体に防護網を設置したが、町道については、車両通行のため開放している。そのため、シカが出入りし、防護網の効果がなくなった。この対策はないのか。

答 町道の閉鎖については、対策が困難である。

質 有害鳥獣について、不用額及び捕獲報償金額を聞く。

答 今年の予算に対して、図らずも多くの不用額となった。捕獲報償については、イノシシ7千円、カラス1500円、シカ1万円で駆除の場合、成獣8千円、幼獣千円、サル1万5千円。

質 高性能林業機械等整備事業補助金の内容について説明を求める。

答 プロセッサ（造材機）整備に対する補助金である。

質 緊急間伐総合支援事業の内容について説明を求める。

答 個人所有の山林間伐に対する交付金である。

個人所有の山林間伐に対する交付金である。

〔質〕 冷蔵施設水道料について、現在休止状態だが、基本料なのか。

〔答〕 休止に係る基本料である。

〔質〕 新規漁業就業者支援事業補助金の内容について説明を求める。

〔答〕 若い地元の新規漁業就業者研修に対する補助金である。研修期間は2年である。

〔質〕 大斗頭首工事業14万2千円の内容について説明を求める。

〔答〕 河川からの用水路を確保するためのものだが、機能していない。その調査委託料である。また、魚道調査も含め、調査が終了し、今後、設備有無の検討を行う。

〔質〕 よさこいサークルおはな活動補助金の内容について説明を求める。

〔答〕 よさこい振り付け指導料やオリジナル音楽製作費など活動に対する補助金である。

〔質〕 側溝清掃委託料について、町全体の側溝清掃を委

託しているのか。それとも要望がある場合に依頼しているのか。

〔答〕 要望があつた箇所を業者に委託して清掃している。

〔質〕 河川改良委託料の内容について説明を求める。

〔答〕 内田の土砂撤去に係る委託料である。

〔質〕 地積調査の現地確認推進委員について、現地の詳細が分からない、現地ではない方が委員になっていた。地元の方を採用できないか。

〔答〕 今まで地区の地元の方を採用してきたが、該当地区については、地元の方の採用ができなかった。例外である。

〔質〕 地積調査の完了地区は、町全体で何%か聞く。

〔答〕 20%前後である。

〔質〕 消防団で購入したポートについて、使用できる状態にしているのか。

〔答〕 消防団員が月に1度点検を実施している。

〔質〕 消火栓ホースについて、町全体の整備はできているのか。

〔答〕 ほとんど整備できている。

〔質〕 小学校の宿泊体験の内容について説明を求める。

〔答〕 小学校5、6年生がシュノーケリングや七宝焼きを体験している。

〔質〕 教育研究会補助金の内容について説明を求める。

〔答〕 教員が講師を呼び、指導力向上のため、春、秋の年2回、実施している。

〔質〕 要・準保護児童の援助費について援助割合の説明を求める。

〔答〕 全額に近い援助を行っている。

〔質〕 体育大会遠征補助金の内容について説明を求める。

〔答〕 学校クラブの新人戦など、大会に掛かる経費の補助金である。

〔質〕 野根中学校体育館のアスベストは撤去が完了したのか。

〔答〕 完了していない。浮遊調査を今後も継続していく。

〔質〕 文化財保護審議会について開催回数を聞く。

〔答〕 年2回、開催している。

〔質〕 公民館総合補償制度掛金の内容について説明を求める。

〔答〕 公民館でケガなどした場合に補償されるものである。

〔質〕 水田借上料の内容について説明を求める。

〔答〕 野根地区で水田を借りている。面積は1、2反程度である。児童の稲作学習のためのものである。

〔質〕 海洋センター連絡協議会分担金について、全国組織に対する分担金か。

〔答〕 四国地区である。

〔質〕 平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

〔質〕 完済及び滞納者人数について聞く。

〔答〕 現在221件中121件完済。償還者のうち、一括返済してくれたケースや数百万円単位でまとめて返済してくれたケースもある。

〔質〕 完済前に債務者が死亡した場合、返済金はなくなるのか。

〔答〕 なくならない。

〔質〕 平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

〔質〕 国保税について、町独自で、以上の軽減措置を講じることはできないか。

〔答〕 現在でも世帯所得の水準と世帯内の加入者数によって、減額割合が7割・5割・2割という段階で軽減される措置や、全部もしくは一部免除の措置がある。税額の算定比率の見直ししかない。

〔質〕 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

〔質〕 25年度現在の滞納額を聞

く。

〔答〕 調定額で28万9千円。26年度への滞納繰越額は28万4千円である。

〔問〕 平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

〔問〕 介護サービスの認定基準は変わるのか。サービスへの影響はあるか。

〔答〕 これから話を詰めていく段階である。

〔問〕 平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算

〔問〕 下水道維持管理費126万円の説明を求め。

〔答〕 停電時に稼働させるバッテリーの取替である。

〔問〕 25年度下水道使用者新規契約数を聞く。

〔答〕 新規契約は5件である。

〔問〕 平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

〔問〕 飲料水供給施設は一般会計か。

〔答〕 そうである。

〔問〕 平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算

〔問〕 観光における波及効果等のデータはあるのか聞く。

〔答〕 海の駅・駐車場のほか、サーフィン全日本大会期間中のデータはある。

〔問〕 海の駅の職員数について聞く。

〔答〕 正規職員3人、臨時職員7人、合計10人であるが、26年度は11人となる。

〔問〕 海の駅職員数は妥当であるか聞く。

〔答〕 時期による。

〔問〕 平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

〔答〕 質疑なし

議会の動き

9月

- 1日 財政健全化判断比率等の審査
- 5日 議会運営委員会
- 6日 東洋町敬老会
- 10日 第3回定例会（1日目）
決算審査特別委員会
総務教育民生常任委員会
産業建設常任委員会
- 18日 第3回定例会（2日目）
- 19日 例月出納検査（平成26年8月分）
- 21日 野根保小中合同運動会（野根中学校）
- 24日 安芸郡町村議会議長会研修会（安田町文化センター）

10月

- 2日～3日 平成26年度町村監査功労者表彰式・町村監査委員全国研修会（メルパルクホール東京）
- 8日 平成26年度四国四県町村長・議長大会（徳島グランヴィリオホテル）
- 10日 例月出納検査（平成26年9月分）
- 14日 全員協議会
- 16日 住民監査請求
- 20日 平成26年第2回安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合定例会（奈半利町愛光園）
- 25日 県選出国会議員と町村長・町村議会議長との意見交換会（高知会館）
- 27日 産業建設常任委員会視察研修（津野町・三好市）
- 29日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟平成26年度総会・道路整備の充実を求める四国東南部大会（ホテルタマイ）
- 30日 防災拠点施設落成式（ヘリポート）
安芸郡町村議会議長会総会（田野町）
トップセミナー（高知県民文化ホール）



各議員の意思表示

議会の賛否 ○：賛成 ●：反対 欠：欠席 除：除斥 議長：議長

議案名		議員名								議長
		福島登	平山照生	高島俊彦	小松裕一	武山裕一	小野正路	田島毅三夫	西岡尚宏	
第3回定例会 認定第1号	平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
認定第2号	平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
認定第3号	平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
認定第4号	平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
認定第5号	平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
認定第6号	平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
認定第7号	平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
認定第8号	平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
認定第9号	平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
議案第35号	東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
議案第36号	地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
議案第37号	平成26年度東洋町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
議案第38号	平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
議案第39号	平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
議案第40号	平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
議案第41号	野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
議案第42号	東洋町過疎地域自立促進計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
発議第6号	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
発議第7号	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について	○	○	○	○	○	○	●	○	議長
発議第8号	森林・林業基本計画の推進に係る意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
発議第9号	地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策の拡充に係る意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	議長